

建築改修工事仕様書

I 工事概要

1. 工事名 令和5年度 公立能登総合病院本館外来屋上及び精神センター体育館屋根防水改修工事
2. 工事場所 七尾市 藤橋町地内
3. 工事項目

屋上防水改修工事	本館外来屋上防水	A = 1336.8m ²
	精神センター体育館屋根防水	A = 729.2m ²
別途工事		

4. 完成期日 令和5年12月20日
5. 別契約関連工事
 - ・ 屋外付帯工事
 - ・ 電気設備工事
 - ・ 暖房設備工事
 - ・ 換気設備工事
 - ・ 昇降機設備工事
 - ・ 浄化槽設備工事
 - ・ 植栽工事
 - ・ 給排水衛生設備工事
 - ・ 冷房設備工事
 - ・ 空調設備工事
 - ・ 電話設備工事

II 建築工事仕様

1 共通仕様

- 1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」（以下「改修標仕」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書（平成31年版）」（以下「解体共仕」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」（以下「標仕」という。）による。
- 2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（ ）図、機械設備工事の工事仕様書は（ ）図による。
- 2 特記仕様
- 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
 - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「標仕」の該当項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) (別図-)は、「標仕」の別図「各部配筋」の当該番号を示す。
- 5) 特記事項に記載の [] 内表示番号は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」（以下「改修標仕」という。）の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 6) ☐印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達品目を示す。該当する項目については、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- 7) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（ ）内は製品名を示す。
- 8) 斜線で消した章は適用しない。

章 項目

特記事項

① 適用基準等

設計図書の他に、下記の図書の該当事項を適用する。

- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成28年版）
- ・ 建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年通知）のうち第3章
- ・ 営繕工事写真撮影要領（令和3年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年度版）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成31年版）
- ・ 屋根瓦工事共通仕様書（石川県土木部営繕課監修 平成29年版）
- ・ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修）
- ・ 壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（石川県土木部営繕課監修）
- ・ 鉄骨構造標準図（石川県土木部営繕課監修）
- ・ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（施設整備の手引き）
- ・ 七尾市景観形成ガイドライン

② 工事実績情報の登録

※ 登録する（但し工事請負代金額500万円以上の工事。） [1.1.4]

③ 発生材の処理

- 1) 産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可業者により運搬し、同法に基づく許可を得た処分場で処分する。
また、処分の際には産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト一覧表を監督員に提出し、確認を受けなければならない。
- 2) 発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調査を添えて監督員に引き渡す。 [1.3.12]
 - イ) 引渡しを要するもの及び引渡し場所
 - ロ) 特別管理産業廃棄物の有無
 - ハ) 特別管理産業廃棄物の処理方法
- 3) 発生材のうち、現場で再利用を図るもの及び再資源化を図るものは下記による。
 - ・ 現場で再利用を図るもの
 - ・ 再資源化を図るもの
- 4) せっこうボードの処理（有害物質非含有のものに限る） [1.3.12]
 - ・ 最終処分
 - ・ 再資源化

- 5) PCB含有シーリング材 [1.3.12]
 - 分析調査
 - ・ する ※しない
- 6) 建設リサイクル法第11条に基づく「通知書」及び同法18条に基づく「再資源化等報告書」の提出の有無。
 - ・ 有
 - ・ 無

4. 電気保安技術者

- 5) 施工条件
 - ※ 適用する [1.3.3]
 - ・ 施設管理者と協議の上、施工を進めること [1.3.5]

6. 施工調査

- 施工数量調査 [1.5.2]
- 調査範囲
- 調査方法
- 調査破壊部分の補修方法 [1.4.2] [1.4.4]

7. 建築材料等

- 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、又はこれらと同等のものとする。
 - ① 「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等品質性能評価事業建築材料評価名簿（最新版）」（（社）公共建築協会）によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、次の②に準じ監督員の承諾を受ける。また、同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとみなす。
 - ② JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造所等は、次のイ) からへ) の事項を満たすものとする。また、製造所名、製品名等が記載された材料は、当該製品又は同等以上を使用する場合は、監督員の承諾を受ける者とする。
 - イ) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - ロ) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ハ) 安定的な供給が可能であること。
 - ニ) 法令等で定める許可、認定、又は免許等を取得していること。
 - ホ) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ヘ) 販売保守等の営業体制が整えられていること。なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出し承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2) 請負契約第6条の2第7項に基づき調達する石川県産の工事材料については、「使用材料確認願」により監督員の確認を受け、工事後は地元産品について「使用材料報告書」を提出すること。
- 3) 請負契約第13条第2項に定める監督員の検査を受けて使用すべき工事材料は次のものとする。
 - ※杭・型枠類
 - ・ 防水材料
 - ・ 石材
 - ・ 木材
 - 但し、杭以外のJIS規格品は除く。
- 4) 請負契約第14条第1項に定める監督員等の立会いのうえ調査等を使用すべき工事材料は次のものとする。 ※高強度コンクリート試し練り
- 5) 請負契約第14条第3項に定める見本は次のものとする。
 - ・ 金属製品
 - ・ 合成樹脂製品
 - ・ 木製建具
 - ・ 塗装
 - ・ 家具及び家具の金物
 - ・ 畳
 - ・ 内外装材料
 - ・ 屋根材料なお、監督員が承諾した材料は、証明となる資料と使用箇所を付し、工事完成まで現場事務所に掲示する。ただし、掲示が困難な材料等はカタログ、その他に代えることができる。
- 6) 本工事に使用する建築材料等は、アスベスト含有建材を使用しないこと。（「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」（厚生労働省労働基準局長通達平成18年8月）参照）。安全データシート(SDS)等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。
「標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

※ 技能士 [1.6.2]

適用工事種別	技能検定作業									
仮設工事	・ とび作業									
鉄筋工事	・ 鉄筋組立て作業									
コンクリート工事	・ 型枠作業	・ コンクリート圧送工事作業								
鉄骨工事	・ 構造物鉄工作業	・ とび作業								
ブロック・ALCパネル工事	・ コンクリートブロック工事作業	・ エーエルシーパネル工事作業								
防水工事	・ アスファルト防水工事作業	・ 塩化ビニル系シート防水工事作業	・ 改質アスファルトシート	・ 土工法防水工事作業	・ セメント系防水工事作業	・ FRP防水工事作業	・ 合成ゴム系シート防水工事作業	・ ウレタンゴム塗膜防水工事作業	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・ シーリング防水工事作業
石工事	・ 石材加工作業	・ 石張り作業	・ 石積み作業							
タイル工事	・ タイル張り作業									
木工事	・ 大工工事作業									
屋根及びとい工事	・ 内外装板金作業	・ かわらぶき作業								
金属工事	・ 鋼製下地工事作業	・ 内外装板金作業								
左官工事	・ 左官作業									
建具工事	・ ビル用サッシ施工作業	・ 自動ドア施工作業	・ ガラス工事作業							
カーテンウォール工事	・ 金属製カーテンウォール工事作業	・ ビル用サッシ施工作業	・ ガラス工事作業							
塗装工事	・ 建築塗装作業									
内装工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業	・ 木質系床仕上げ工事作業	・ ボード仕上げ工事作業	・ 壁紙作業					
排水工事	・ 建築配管作業									
植栽工事	・ 造園工事作業									

10. 完成図等

- ※作成する [1.8.1~1.8.3] [表1.8.1]
- イ) 工事完成図は、製本1部、A3版製本2部提出する。
 - ロ) CD-R又はDVD-Rに、CADで設計したものはCADデータ、手描きの場合はラスタデータとして記録し、1部提出する。また、本仕様書の「第1章29電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。
 - ※ラスタデータ：画像データでTIF形式、原図大で300dpi密度以上とする。
- ・ 作成しない
- 屋外付帯工事実測図 ※提出しない
- 提出する（1部）
- 保全に関する資料 ※提出しない
- 提出する（1部）
- 保全に関する資料のうち「建物等の利用に関する説明書」は、「管理者のための建築物保全の手引き（改訂版）」（（一財）建築安全センター）に建物の構造、機器、保安業務等の説明及び清掃の要点、使用材料の製造品名、連絡先等を記載したものに代えることができる。
なお別契約の設備工事等がある場合は、連携の上作成する。

11. 工事写真等の記録

- 1) 工事記録写真等は、営繕工事写真撮影要領（令和3年版）（国土交通大臣官房官庁営繕部）により整備し、下記により提出する。また、本仕様書の「第1章29電子納品」を行う場合は、更に当該特記事項に基づいて作成し提出する。
各区分の写真は、A4版スクラップブックに順序よく説明事項を記入の上、所定の部数を提出する。

区分	分類	規格	撮影枚数	部数
着工前	※カラー	※サービス版	※景以上	※1部
工事中	※カラー	※サービス版	「営繕工事写真撮影要領」による	※1部
完成時	※カラー	※キャビネ版 ・ サービス版	※景以上	※1部

- 2) 完成写真の撮影
- 3) 原版の使用権を次の者に移譲すること。 ※発注者 ・ 設計者
移譲を受けた者は、写真を撮影者の了解なしに撮影者名を表示しないで自由に使用できる。撮影者が写真を使用する場合は、発注者・設計者の承諾を必要とする。
- 4) 中間検査または、監督員の指示により手直しを命ぜられた工事は、手直し前、中、後が判断できる写真を撮影し、報告書に添え提出する。

12. 責任施工

13. 工事報告書

14. 設備工事との取合い

- 特記事項中、責任施工の指示のあるものは、受注者及び下請負人の連帯責任とし、保証書を提出する。工事の進捗度表、作業員の出席報告、工事箇所図及び工事現況写真等を記載した工事報告書を月末毎に提出する。
- 1) 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承認を受ける。
 - 2) 設備工事の貫通孔、開口部の型枠、スリーブ等の補強筋は本工事に含むものとする。なお箇所等は、下記による。

位置/大きさ	100mm	125mm	150mm	175mm	200mm				
補強筋箇所数	梁								
	壁								
	床								

鉄骨部のスリーブ及び補強は本工事に含むものとする。
軽鉄下地天井、壁等の補強は本工事に含むものとする。なお箇所数は、下記による。
イ) 天井部分 __ __ 箇所
ロ) 壁部分 __ __ 箇所

他工事との取合い	建築工事	電気工事	機械工事	備考
機器の基礎、防油堤、換気扇取付用枠			○	
梁、床、壁貫通部の補強	○			
梁、床、壁貫通部のスリーブ、型枠		○	○	
外気取付ガラリ、床下水槽マンホール蓋	○			ガラリは、立面図に図示
ステンレス流し台等	○			排水トラップ共
換気フード、レンジフードファン				建築図に図示
取付枠（鋳製）とも	○			ダクト接続は設備工事
天井、壁、床、点検口、プロパンボンベ庫	○			
下流し、足洗場の給水、排水、玄関の排水			○	
小便器仕切板（陶器製）、タオル掛（下地共）			○	
洗面所、手洗所等の鏡	○		○	特殊なものは、建築工事
ボイラーの煙突	○		○	鋼板製は、機械設備工事
実験台に付属する設備機器	○			
実験台の配管等の接続		○	○	
埋込み分電盤、端子盤等の壁補強				
埋込み分電盤、端子盤等の型枠		○		
天井、壁ボード類の下地補強	○			差し出し、ボード切り込みは、設備工事
簡易間仕切り（内装パネル）内の位置ボックス及び配管の取付	○			
屋内・屋外に設置する発電機、配電盤、制御盤、受水槽、ポンプ等の基礎	○			
屋上に設置するテレビアンテナ・避雷針等の設備基礎	○			屋根状況に図示
配線ビット及び蓋	○			
照明器具幹線等の吊りボルト用インサート		○		
身体障害者用の手すり	○			
洗濯機用防水ハン及びトラップ			○	
F F暖房機・クーラー等の配管用スリーブ	○			
電話・テレビ等の配線用スリーブ		○		
クーラー取付ボルト用インサート	○			建築図に図示
ユニットバス本体・付属品（シャワー金具・手すり・鏡・照明）	○			配管接続は設備工事
ユニットバス用換気扇			○	
消火器	○			公共住宅に通用
自動扉、電動シ、電動ルーバー、防火設備の閉鎖制御機器、感知器		○		機器は建築工事
地下タンク室	○			

15. 設計 G L

※図示 ・ 設計 G L = 現状 G L

16. 建築基準法に基づき指定する条件

・ 地区の区分に応じた風速（V (m/sec)） 30（県内全域）
・ 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV
・ 多雪地域の指定 垂直積雪量 _____

改訂履歴

改訂履歴	平成14年4月1日	平成27年4月1日
	平成15年7月1日	平成28年4月1日
	平成15年10月1日	平成29年4月1日
	平成16年4月1日	平成29年7月1日
	平成17年4月1日	平成30年4月1日
	平成17年6月1日	令和2年4月1日
	平成18年4月12日	令和3年4月1日
	平成18年7月3日	令和3年5月1日
	平成19年10月1日	令和4年4月1日
	平成20年4月1日	
	平成21年4月1日	
	平成21年8月1日	
	平成22年4月6日	
	平成23年4月1日	
	平成24年4月1日	
	平成25年4月1日	
	平成26年4月1日	

工事名	令和5年度 公立能登総合病院本館外来屋上及び精神センター体育館屋根防水改修工事	番号	A-01
図面名	建築改修工事仕様書	縮尺	1/3
設計	公立能登総合病院経営管理課		

17.	工事現場の掲示板	<p>工事現場には、下記掲示板を設置する。（記入例）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="text-align: center;">90cm</p> <p>上段の地色は、白色 文字は、青色</p> <p>下段の地色は、青色 文字は、白色</p> </div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">工 事 名</td></tr> <tr><td colspan="2">工 期 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日</td></tr> <tr><td>発注者</td><td></td></tr> <tr><td>主管課</td><td></td></tr> <tr><td>監 修</td><td></td></tr> <tr><td>設計・監理</td><td></td></tr> <tr><td>施 工</td><td></td></tr> <tr><td>建 築</td><td>(業者名を記入する)</td></tr> <tr><td>電 気</td><td>(業者名を記入する)</td></tr> <tr><td>給排水</td><td>(業者名を記入する)</td></tr> <tr><td>暖 房</td><td>(業者名を記入する)</td></tr> <tr><td colspan="2">この工事は、週休2日に取り組んでいます</td></tr> </table> <div style="margin-left: 10px;">60cm (75cm)</div> </div> <p>(監修)内は、監修を委託した場合。 業者名が多くなった場合でも、縦75cm以内とする。 工事名は、各工事とも共通な名称とし、各文字は、角ゴシック体とする。</p> <p>監督員等の検査を受ける工種は次のものとする。 [1. 6. 5] ※根切り掘削完了時 ※主要構造部の配筋 ・型枠の組立て その他監督員が指示するもの。</p> <p>請負契約第14条第2項に定める監督員等の立会いのうえ施工するものは次のものとする。 [1. 6. 7] ※杭打ち ・コンクリート確認及び打込み ・屋外タイル接着力試験 その他監督員等の指示するもの</p> <p>20. 中間検査 中間検査の実施 ※有 ・無 [1. 7. 2] 実施時期 ※躯体工事完了時 ・</p> <p>21. 公共事業労務調査等に対する協力 ・受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 4) 対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>22. 保 険 工事目的物、工事材料等に生ずる損害を填補する保険は、下記による。 ※建設工事保険又は組立保険（工事対象物を全て解体する工事を除く） 加入期間 引渡しまで（引き渡しを要しない工事の場合は、工事完了まで）</p> <p>23. 室内空気汚染対策 室内空気の汚染対策の実施 ※実施する ・実施しない [1. 6. 9] 1) 測定の有無等 測定する場合は、下記の通り揮発性有機化合物について室内濃度を測定し、厚生労働省の定める指針値以下であることを確認し、報告すること。 イ) 測定の有無 ※有 ・無 ロ) 測定対象室 測定は原則として、内装仕上げ材料の仕様が大きく異なる居室毎に行う。ただし、居室の規模が著しく異なる場合は、それぞれ実施する。 内装改修等を行った居室について測定を行う。 ハ) 1室当たりの測定箇所数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>室の床面積 A (㎡)</td> <td>A ≤ 50</td> <td>50 < A ≤ 200</td> <td>200 < A ≤ 500</td> <td>500 < A</td> </tr> <tr> <td>測定箇所数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>全ての測定箇所において、二)の測定対象化学物質全ての濃度を同時に測定する。</p> <p>二) 測定対象化学物質及び測定方法 測定対象化学物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びブチレンとし、同時に測定する。測定方法は、パッシブ型採取機器を用い、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長通知（平成24年4月5日 国営整第4号）「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」により行う。</p> <p>ホ) 測定時期 測定は下記の時期に行うものとする。 ① 測定対象化学物質が、関連工事による測定対象室への流入や急激な拡散がほぼなくなり、引き渡し後の室内空気環境と同程度になった時期。 ② 別途工事又は家具の設置等が行われる前。 ③ 内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。 ④ 中央空調設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。</p> <p>ヘ) 測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合の措置 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p> <p>ト) その他、採取、測定及び分析の方法は、上記二)の国土交通省通知によるほか、監督員の指示による。</p> <p>2) 施工中・施工後の換気、換気 接着剤、塗料等の塗布に当たっては、使用方法や塗布量を十分管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。また、施工時、施工後の換気、換気を十分に行い、室内に放出した溶剤成分等の希釈を図るものとする。</p> <p>3) 引き渡し時 室内空気中に化学物質を発生するおそれのある建築材料等の使用状況の一覧表を提出する。</p> <p>4) 揮発性有機化合物を放出させる建築材料等本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次のイ)からホ)の事項を満たすものとする。</p> <p>イ) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放出させないか、放出が極めて少ないものとする。 ロ) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びブチレンを放出させないか、放出が極めて少ないものとする。 ハ) 接着剤は、フタル酸ジエチル及びフタル酸ジエチルヘキシンを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放出させないか、放出が極めて少ないものとする。 ニ) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放出させないか、放出が極めて少ないものとする。 ホ) 上記のイ)、ハ)、ニ)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放出させないか、放出が極めて少ないものとする。</p>	工 事 名		工 期 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日		発注者		主管課		監 修		設計・監理		施 工		建 築	(業者名を記入する)	電 気	(業者名を記入する)	給排水	(業者名を記入する)	暖 房	(業者名を記入する)	この工事は、週休2日に取り組んでいます		室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定箇所数	1	2	3	4
工 事 名																																				
工 期 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日																																				
発注者																																				
主管課																																				
監 修																																				
設計・監理																																				
施 工																																				
建 築	(業者名を記入する)																																			
電 気	(業者名を記入する)																																			
給排水	(業者名を記入する)																																			
暖 房	(業者名を記入する)																																			
この工事は、週休2日に取り組んでいます																																				
室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A																																
測定箇所数	1	2	3	4																																
18.	施工の検査等	監督員等の検査を受ける工種は次のものとする。 [1. 6. 5] ※根切り掘削完了時 ※主要構造部の配筋 ・型枠の組立て その他監督員が指示するもの。																																		
19.	施工の立会い等	請負契約第14条第2項に定める監督員等の立会いのうえ施工するものは次のものとする。 [1. 6. 7] ※杭打ち ・コンクリート確認及び打込み ・屋外タイル接着力試験 その他監督員等の指示するもの																																		
20.	中間検査	中間検査の実施 ※有 ・無 [1. 7. 2] 実施時期 ※躯体工事完了時 ・																																		
21.	公共事業労務調査等に対する協力	・受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 4) 対象工事の一部について下請け契約を締結する場合には、当該下請け工事の受注者（当該下請け工事の一部に係る二次以降の下請け人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・本工事が「建設副産物実態調査」の対象である場合、工事完了後速やかに調査票を作成し、監督員に提出しなければならない。																																		
22.	保 険	工事目的物、工事材料等に生ずる損害を填補する保険は、下記による。 ※建設工事保険又は組立保険（工事対象物を全て解体する工事を除く） 加入期間 引渡しまで（引き渡しを要しない工事の場合は、工事完了まで）																																		
23.	室内空気汚染対策	室内空気の汚染対策の実施 ※実施する ・実施しない [1. 6. 9] 1) 測定の有無等 測定する場合は、下記の通り揮発性有機化合物について室内濃度を測定し、厚生労働省の定める指針値以下であることを確認し、報告すること。 イ) 測定の有無 ※有 ・無 ロ) 測定対象室 測定は原則として、内装仕上げ材料の仕様が大きく異なる居室毎に行う。ただし、居室の規模が著しく異なる場合は、それぞれ実施する。 内装改修等を行った居室について測定を行う。 ハ) 1室当たりの測定箇所数																																		

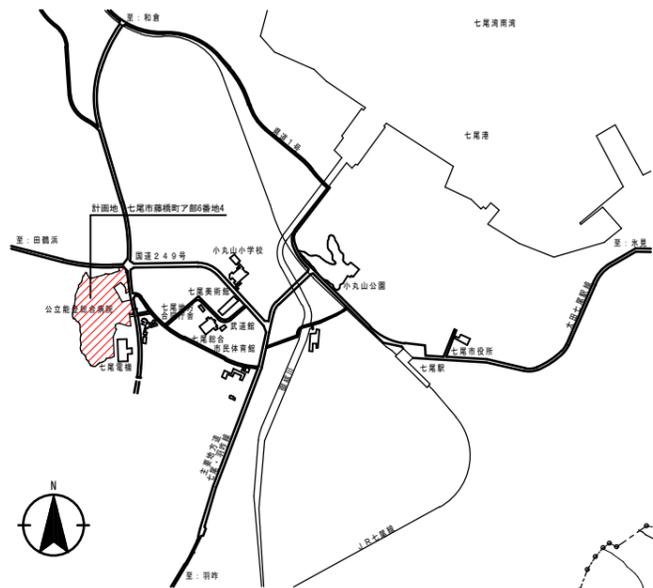
24.	名札の着帯	<p>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放出量」は、次のとおりとする。 ※「規制対象外」のもの ① J I S又はJ A SのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJ A S規格品 ア) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 イ) 接着剤等不使用 ウ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放出させない材料を使用 エ) ホルムアルデヒドを放出させない塗料等使用 オ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放出させない塗料等使用 カ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放出させない塗料等使用</p> <p>・「第三種」のもの ① J I S又はJ A SのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧J I SのE O規格品 ④ 旧J A SのF O規格品</p> <p>現場代理人及び主任（監理）技術者は、工事期間中は次に定める様式例等による顔写真入り名札を着帯すること。（但し、請負額1,000万円以上の工事）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(注意事項) ① 名札として使用する用紙（台紙）は白色、寸法は上図（名刺サイズ、縦5.5cm×横9.1cm）のとおりとする。 ② 顔写真（カラー写真）の寸法は縦4.0cm×横3.0cmとし、撮影する部分は胸から上の上半身とする。 ③ ケースの寸法は上記①の用紙（台紙）が入る大きさとする。</p> <p>建設業法第24条の7に該当する施工体制台帳の作成が必要な工事は、当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げておくこと。</p> <p>次に掲げる指定建設機械は、排気ガス対策型とする。 1) バックホウ 2) トラクターショベル 3) 発動発電機 4) 空気圧縮機 5) ローラ類 6) ホイールクレーン</p> <p>工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで前記の様式により提出することができる。</p> <p>1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む） 3) 受注者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結1ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>※行う（「電子納品仕様書」による。） ・行わない</p> <p>電子納品仕様書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 電子納品とは、出来形管理資料や工事写真等の工事完成図書を電子データで納品するものである。 ここでいう電子データとは、下表に示す各種電子納品要領等で定めるフォーマットに基づいて作成されたものを指す。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">名 称</td></tr> <tr><td colspan="2">営繕工事電子納品要領（令和3年版）</td></tr> <tr><td colspan="2">官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和3年版）</td></tr> </table> </div> <p>基準・要領類のダウンロード http://www.ml.it.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html</p> <p>2 工事関係書類の最終成果品を、従来の紙での納品と別にCD-R、DVD-R又はBR-Dで1部納品する。 3 工事着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。工事関係書類の内、電子データで提出するものは、事前協議にて決定する。 4 発注者が行うCALS/EC電子納品に関する調査について協力を行うものとする。</p>	名 称		営繕工事電子納品要領（令和3年版）		官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和3年版）	
名 称								
営繕工事電子納品要領（令和3年版）								
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和3年版）								
25.	施工体制台帳の作成等	建設業法第24条の7に該当する施工体制台帳の作成が必要な工事は、当該台帳を現場に備え付け、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げておくこと。						
26.	排出ガス対策型建設機械	次に掲げる指定建設機械は、排気ガス対策型とする。 1) バックホウ 2) トラクターショベル 3) 発動発電機 4) 空気圧縮機 5) ローラ類 6) ホイールクレーン						
27.	創意工夫等	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで前記の様式により提出することができる。						
28.	保険の付与及び事故の補償	1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。（法定外の労災保険を含む） 3) 受注者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、その掛金収納書の写しを工事請負契約締結1ヶ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。						
29.	電子納品	※行う（「電子納品仕様書」による。） ・行わない						

30.	騒音振動の防止	低騒音（G）、低振動型建設機械を使用する。 ※行う ・行わない												
31.	隣接建物又は工作物の調査													
32.	敷地の状況確認	着工に先立ち地下に埋設されたガス管、電話ケーブル、給排水管及び架設物がないか関係機関の協力を得て確認し、報告するとともに事故を未然に防ぐよう留意する。												
33.	総合評価時における技術提案	「石川県建設工事総合評価方式試行要領」に基づく「技術提案」がある場合は、提案内容を本工事において確実に履行し、受注者は「技術提案履行状況報告書」を監督員に提出の上、履行状況の確認を受ける。なお、受注者の責任以外の理由等により、変更等の必要が生じた場合は、事前に監督員に協議する。												
34.	ダンプトラック等による過積載等の防止	1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けること等、過積載を助長することのないようにすること。 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和42年8月2日法律第131号。）の目的に鑑み、法第2条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 7) 1から6につき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。												
35.	景観への配慮	本工事は、七尾市景観ガイドラインに基づく事業であり、景観に配慮した施工に努める。												
2.	仮設	構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない 構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない												
3.	工事用道路	工事用道路（敷地内外）は良好なる維持管理を行い、使用後は請負者において速やかに原形に復旧すること。												
4.	指定仮設	仮囲いは、下記により強風に對して倒壊、飛散等しない堅固な構造とし、事前に施工図を提出して監督員の承諾を得ること。 イ) 材料 ・鋼板 ・亜鉛波形鉄板 ・単管バリケード ロ) 高さ ・1.8m ・2.0m ・3.0m ハ) 塗装 ・する ・しない ・塗装品 ニ) 延長 ・ m												
5.	足場その他	1) 外部足場 [2. 2. 1] (1) 足場の種類 ※枠組本足場（手すり先行足場） ・くさび緊結式足場（手すり先行足場） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に關する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 (2) 建柱・布柱 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>建 柱</td><td>布 柱</td></tr> <tr><td>・ 1,200柱</td><td>500布柱×2枚</td></tr> <tr><td>・ 900柱</td><td>※500+240布柱</td></tr> <tr><td>・ 600柱</td><td>・ 500布柱×1枚</td></tr> <tr><td></td><td>500布柱×1枚</td></tr> </table> (3) 防護シート等による養生 ※設置する ※ネット状養生シート又は養生シート ・防音パネル なお、出入口等の上部は必要に応じて防護柵を設ける。 ・設置しない	建 柱	布 柱	・ 1,200柱	500布柱×2枚	・ 900柱	※500+240布柱	・ 600柱	・ 500布柱×1枚		500布柱×1枚		
建 柱	布 柱													
・ 1,200柱	500布柱×2枚													
・ 900柱	※500+240布柱													
・ 600柱	・ 500布柱×1枚													
	500布柱×1枚													
6.	既存部分の養生	2) 内部足場 [2. 2. 1] 種別 ・ ※きやつ、足場板等 3) 材料、撤去材の運搬方法 [2. 2. 1] ・ A種 ※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 [表2. 2. 1] 既存部分の養生方法 ・ ※ビニールシート等 [2. 3. 1] 既存家具等の養生 ・ ※ビニールシート等 既存ブラインド・カーテン等の養生方法、保管場所 ・ 図示 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 行う（図示）												
7.	仮設間仕切り	1) 仮設間仕切り種別 [2. 3. 2] [表2. 3. 1] 種 別 下地 仕上げ材（厚さmm） ・ A種 ※軽量鉄骨 ※せつこうボード（※9.5 ・ ） ・ B種 ・ 木造 ・ 合板（※9 ・ ） ※C種 単管 防火シート 仮設扉 ※木製扉 ・ 合板張り程度 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>充填材(mm)</td><td>塗装</td></tr> <tr><td>厚さ()</td><td>※無し</td></tr> <tr><td></td><td>・ 片面</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ 行う</td><td>※無し</td></tr> <tr><td>厚さ()</td><td>・ 片面</td></tr> </table>	充填材(mm)	塗装	厚さ()	※無し		・ 片面			・ 行う	※無し	厚さ()	・ 片面
充填材(mm)	塗装													
厚さ()	※無し													
	・ 片面													
・ 行う	※無し													
厚さ()	・ 片面													
設計	<p>工事名 令和5年度 公立能登総合病院本館外来屋上及び精神センター体育館屋根防水改修工事</p> <p>図面名 建築改修工事仕様書 2/3</p> <p>図面番号 A-02</p>	<p>公立能登総合病院経営管理課</p>												

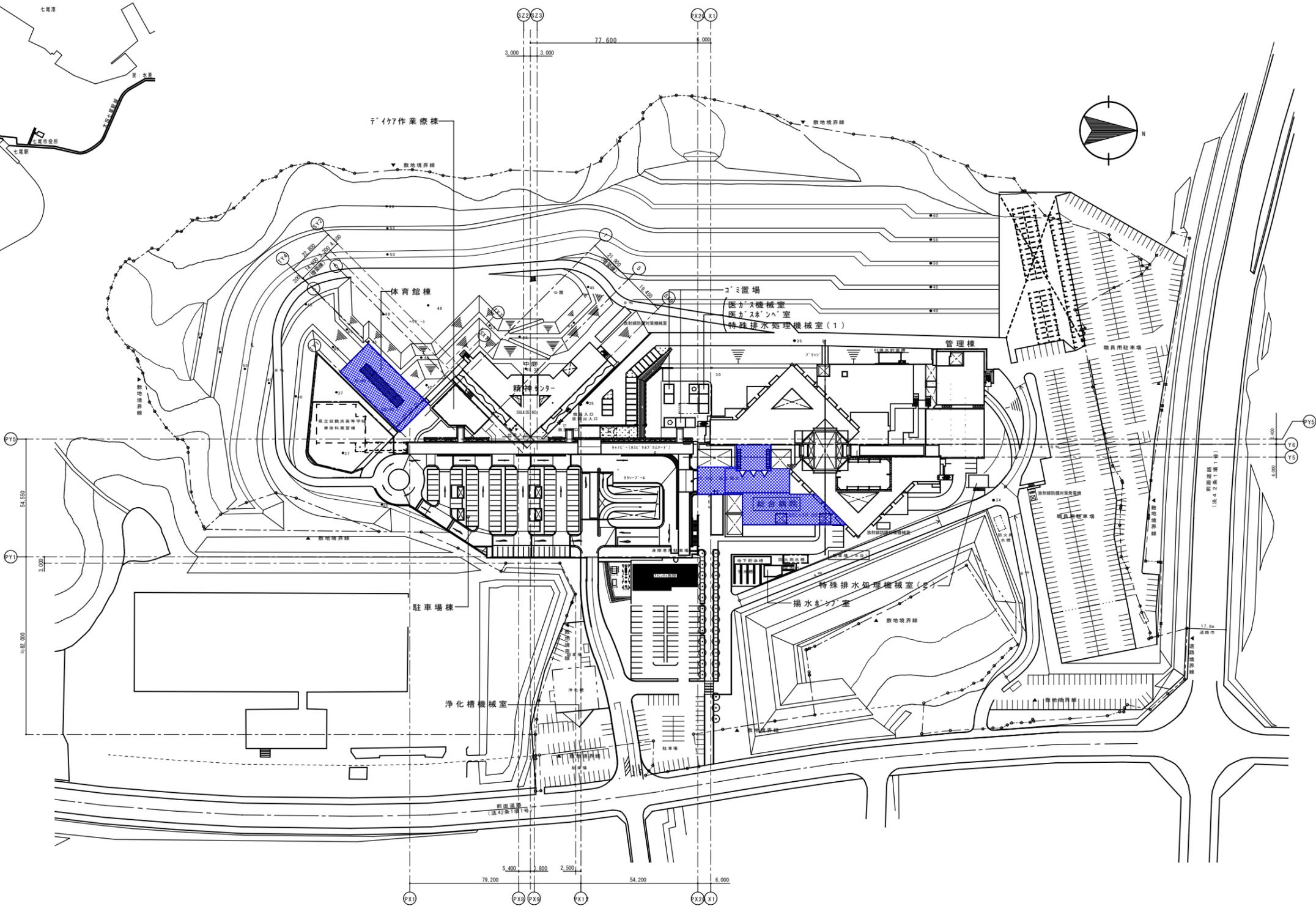
8. 監督員事務所	※設ける ・ 既存建物の一部を使用 ・ 設けない [2.4.1] 監督員事務所の規模 (m ²) 種 別 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号 面 積 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度 監督員事務所に設ける備品等 ※保護帽 ※安全帯 ※長靴 ※合羽 ※机 ※椅子 ※懐中電灯 ※原図大及びA3縮小の設計図面製本各々2部 ・ 書棚 ・ 黒板 ・ 寒暖計 ・ 9. 快適トイレ (快適トイレ実施要領に基づく) 10. 危険物貯蔵所 11. 仮設物撤去他 ④ 公衆災害防止等	・ 快適トイレを設置すること ※ 監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる 快適トイレを設置した場合は、設計変更の対象とし、「快適トイレ実施要領」により費用を計上する。 シンナー等有機溶剤を使用する場合は、特に火災及び盗難について管理を徹底する。[2.4.2] 原形復旧の方法・内容 [2.5.1] 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）及び建設副産物適正処理推進要綱 等関係規定を遵守して災害の防止に努めることとする。												
	3. 一般事項 1. 一般事項 2. アスファルト防水	降雨等に対する養生 [3.1.3] 改修工法の種類及び工程 [表3.1.1] 1) 防水改修工法の種類 [3.3.3]	<table border="1"> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>新規防水工法の種別</th> </tr> <tr> <td>保護防水 ・P1B ・P1B1・T1B1 ・P2A1 ・P2A</td> <td></td> <td>・B-1 ※B-2・B-3 ・B1-1 ※B1-2・B1-3 ・A1-1 ※A1-2・A1-3 ・A-1 ※A-2・A-3</td> </tr> <tr> <td>露出防水 ・M4C ・POD ・PODI・M4DI</td> <td></td> <td>・C-1 ※C-2・C-3・C-4 ・D-1 ※D-2・D-3・D-4 ・DI-1 ※DI-2</td> </tr> <tr> <td>屋内防水 ・P1E・P2E</td> <td></td> <td>・E-1 ※E-2</td> </tr> </table>	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別	保護防水 ・P1B ・P1B1・T1B1 ・P2A1 ・P2A		・B-1 ※B-2・B-3 ・B1-1 ※B1-2・B1-3 ・A1-1 ※A1-2・A1-3 ・A-1 ※A-2・A-3	露出防水 ・M4C ・POD ・PODI・M4DI		・C-1 ※C-2・C-3・C-4 ・D-1 ※D-2・D-3・D-4 ・DI-1 ※DI-2	屋内防水 ・P1E・P2E	
防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別												
保護防水 ・P1B ・P1B1・T1B1 ・P2A1 ・P2A		・B-1 ※B-2・B-3 ・B1-1 ※B1-2・B1-3 ・A1-1 ※A1-2・A1-3 ・A-1 ※A-2・A-3												
露出防水 ・M4C ・POD ・PODI・M4DI		・C-1 ※C-2・C-3・C-4 ・D-1 ※D-2・D-3・D-4 ・DI-1 ※DI-2												
屋内防水 ・P1E・P2E		・E-1 ※E-2												
3. 改質アスファルトシート防水	2) アスファルトの種類 ※3種 ・ 4種 [3.2.2][3.3.2] 3) 二重ドレン ・ 設ける (・POD工法 ・PODI工法) [3.2.5] 4) 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 (M4C工法、M4DI工法) ・ 行う [3.2.6] 5) 断熱工法の断熱材の厚さ(mm) ※25 [3.3.2] 断熱材はグリーン購入法における特定調達品目を使用すること 6) 立上り部防水層保護 ・市販品のれんが、又はれんが形コンクリートブロック (見え隠れ部分) ・乾式保護材 [3.3.2] 7) 仕上げ塗料塗り (C-1、C-3、D-1、D-3、DI-1、DI-2) ※有り (・シルバークラール) 使用量は製造所標準仕様 8) 屋上排水溝 ・ 図示 (水勾配は1/200以上とする)													
④ 合成高分子系 M-Fイングシート防水	1) 防水改修工法の種類 [3.4.3][表3.4.1~3]	<table border="1"> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>新規防水工法の種別</th> </tr> <tr> <td>密着工法 ・M4AS</td> <td></td> <td>・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2</td> </tr> <tr> <td>絶縁工法 ・M3AS ・POAS</td> <td></td> <td>・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3</td> </tr> <tr> <td>断熱工法 ・M3ASI ・M4ASI ・POASI</td> <td></td> <td>・AS1-T1 ・AS1-J1</td> </tr> </table>	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別	密着工法 ・M4AS		・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2	絶縁工法 ・M3AS ・POAS		・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3	断熱工法 ・M3ASI ・M4ASI ・POASI		・AS1-T1 ・AS1-J1
防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別												
密着工法 ・M4AS		・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2												
絶縁工法 ・M3AS ・POAS		・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3												
断熱工法 ・M3ASI ・M4ASI ・POASI		・AS1-T1 ・AS1-J1												
	2) 二重ドレン ・ 設ける (・POAS工法 ・POASI工法) [3.2.5] 3) 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 (M4AS工法、M4ASI工法) ・ 行う [3.2.6] 4) 断熱工法の断熱材の厚さ(mm) ※25 [3.4.2] 5) 下地に部分的に密着又は接着を行う工法 ※製造所の標準仕様 [3.4.4]													
	1) 防水改修工法の種類 [3.5.3]	<table border="1"> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>新規防水工法の種別</th> </tr> <tr> <td>接着工法 ・POS ・S4S ・S3S ・M4S ・P1S</td> <td></td> <td>・S-F1 ・S-F2 ・S-C1</td> </tr> <tr> <td>機械的固定方法 ・POS ・S4S ・S3S ・M4S</td> <td>屋上防水</td> <td>・S-M1 ・S-M2 ・S-M3</td> </tr> <tr> <td>断熱工法 ・POS1 ・S4S1 ・S3S1 ・M4S1</td> <td></td> <td>・S1-F1 ・S1-F2 ・S1-M1 ・S1-M2</td> </tr> </table>	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別	接着工法 ・POS ・S4S ・S3S ・M4S ・P1S		・S-F1 ・S-F2 ・S-C1	機械的固定方法 ・POS ・S4S ・S3S ・M4S	屋上防水	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3	断熱工法 ・POS1 ・S4S1 ・S3S1 ・M4S1		・S1-F1 ・S1-F2 ・S1-M1 ・S1-M2
防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水工法の種別												
接着工法 ・POS ・S4S ・S3S ・M4S ・P1S		・S-F1 ・S-F2 ・S-C1												
機械的固定方法 ・POS ・S4S ・S3S ・M4S	屋上防水	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3												
断熱工法 ・POS1 ・S4S1 ・S3S1 ・M4S1		・S1-F1 ・S1-F2 ・S1-M1 ・S1-M2												
	2) 仕上げ塗料塗り (S-F1、S1-F1、S-M1、S1-M1の場合) ・シルバークラール 3) 新規防水層の仕様分類 ・ 非歩行 ・ 軽歩行 4) 断熱材はグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。☑ [3.5.2] ・ 架構形発泡材 リフォーム 厚さ () mm ・ 押出法 リフォーム 3種B 厚さ () mm 5) PCコンクリート部材下地 目地処理 (接着工法) ※図示 入隅部の増張り (種別S-F1の場合) ・ 行う (幅 mm程度) 6) 二重ドレン (POS、POS1) ※設ける													

5. ウレタン系塗膜防水	1) 防水改修工法の種類 [3.1.4][表3.1.1][3.6.3][表3.6.1] 防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別 仕上げ塗料塗り ・POX ※X-1・X-2・シルバークラール ・L4X ・X-1 ※X-2・カラー 2) 二重ドレン (・POX工法の場合) ・ 設ける [3.2.5] 3) 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 (L4X工法の場合) ・ 行う [3.2.6]	
⑥ シーリング	1) 改修方法の種類 [3.1.4][表3.1.2][3.7.4~7] 改修方法の種類 施工箇所 ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 2) ボンドプレーカー張り及びエッジング材張り (ブリッジ工法の場合) ・ 適用する [3.7.7] 3) シーリング材の種類及び施工箇所 [3.7.2][表3.7.1] 下表以外は、改修標準仕様表3.7.1を標準とする 施工箇所 シーリング材の種類(記号) 4) 接着性試験 ※簡易接着性試験 (対象部位) [3.7.8] 5) 撤去既存シーリングの処理 事前調査等 現場においてサンプルを採取し、専門分析機関で分析を行う。 採取箇所 ※外壁目地 ・ 建具周囲目地 ・ 図示 採取箇所数 ・ 部位が異なる毎に1箇所 ・ 図示 分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理を行う。 施工調査等 調査範囲 ※今回改修工事範囲全て ・ 図示 調査内容 シーリング使用部位及び長さの確認 施工範囲と工事管理区分の確認 仮設計画 廃棄物等の搬出方法 防水工事は責任施工とし、下記による保証書を提出する。 施工箇所 種別 年限 施工箇所 種別 年限 屋 根 10年 洗面、浴室、便所 5年	
8. と い	1) 材種 [3.8.2][表3.8.1] ※配管用鋼管 ・ 硬質塩化ビニル管 (・VP ・RF-VP) ☑ 2) 鋼管製といの防露巻き [3.8.3][表3.8.3~4] ※「改修標準仕様表3.8.4による 3) 防露材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 ・ 次の箇所は行わない () 4) たてとい受け金物の取付け [3.8.3] ※図示 ・ 「標準仕様」13.5.3(4) (イ)による	
9. アルミニウム製笠木	1) オープン形式アルミニウム製笠木の種類 [3.9.2][3.9.3][表3.9.1] 種 類 板厚(mm) 表面処理及び色合い 固定間隔 下地補修 ・100型 ・1.5以上 ※A-1又はB-1種(無着色) 建築基準法に基づき ※行う (図示) ・250型 ・1.6以上 B-2種 指定する条件により ・行わない ・300型 ・1.8以上 ・ブラウン系 施工計画書に定める ・350型 ・2.0以上 ・ブラック ・ステンカラー 2) 既存笠木等の撤去 ・ 行う (範囲 ※図示 ・) 3) 板材折曲げ形アルミニウム製笠木の取付方法 笠木の固定金具は「改修標準仕様」3.9.3(2)(7)とし、それ以外の取付方法は図示による。	
4-1 外壁改修工事共通事項	1. 調査 調査範囲 ※外壁全面 ・ 図示の範囲 ・ 既存外壁仕上げ材等撤去後の躯体面 (仕上げ材等撤去範囲) [1.5.2] 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び 錆汁の流出の有無を調査する。 コンクリート、モルタル及びタイル等のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 また、欠損部の寸形状等を調査する。 モルタル及びタイルの浮き部分を壁面に表示する。 仕上げ塗料等の劣化部分、はく落部分等を壁面に表示する。 また、既存塗膜と新規上塗り材との適合性を確認する。 調査報告書の部数 ※2部 可とう性エポキシ樹脂 [4.2.2] 項目 引張り強さ (N/mm ²) 伸び (%) 引張り接着性 最大引張り応力 (N/mm ²) ² 破断時の伸び (%) 常温特性 1.0以上 30.0以上 1.0以上 10.0以上 低温性 1.0以上 30.0以上 加熱変化 1.0以上 30.0以上 比 重 表示値: ±0.10 押出し性 60秒 以下 スランプ 3.0mm 以下 加熱減重 5.0% 以下 その他 1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2) 対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 3) 常温常湿 (温度5℃~35℃、湿度45%~85%) において製造所の指定する 期間又は製造後6か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合 していること。	
4-2 コンクリート 打放し仕上げ 外壁改修工事	1. ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.3.4] ※樹脂注入工法 注入工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入間隔 (mm) 注入量 (ml/m) ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0以下 ※200~300 ※ 樹脂注入工法 ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3以下 ※50~100 ※40 0.3超え~0.5以下 ※100~200 ※70 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.5超え~1.0以下 ※150~250 ※130 注入材料 [4.2.2] ※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024低粘度形又は中粘度形) 検査 (コア抜き) [4.3.4] ※行わない ・ 行う 抜き部の補修方法 ※充填工法 (・エポキシ樹脂 ・ ポリマーセメントモルタル) [4.3.7] リカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5] 充填材料 種 別 備 考 ・ シーリング材 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない ・ 行う ・ 可とう性エポキシ樹脂 4-2-2項改修使用材料による。 ・ シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6] シール材料 ・ バテ状エポキシ樹脂 (4-2-2項 改修使用材料による) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (4-2-2項 改修使用材料による) ※充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7] 充填材料 ・ エポキシ樹脂モルタル (4-2-2項 改修使用材料による) ・ ポリマーセメントモルタル (4-2-2項 改修使用材料による)	
	2. 欠損部改修工法 設計 公立能登総合病院経営管理課 工事名 令和5年度 公立能登総合病院本館外壁屋上 及び精神センター体育館屋根防水改修工事 図面名 建築改修工事仕様書 3 / 3 図面番号 A-03	

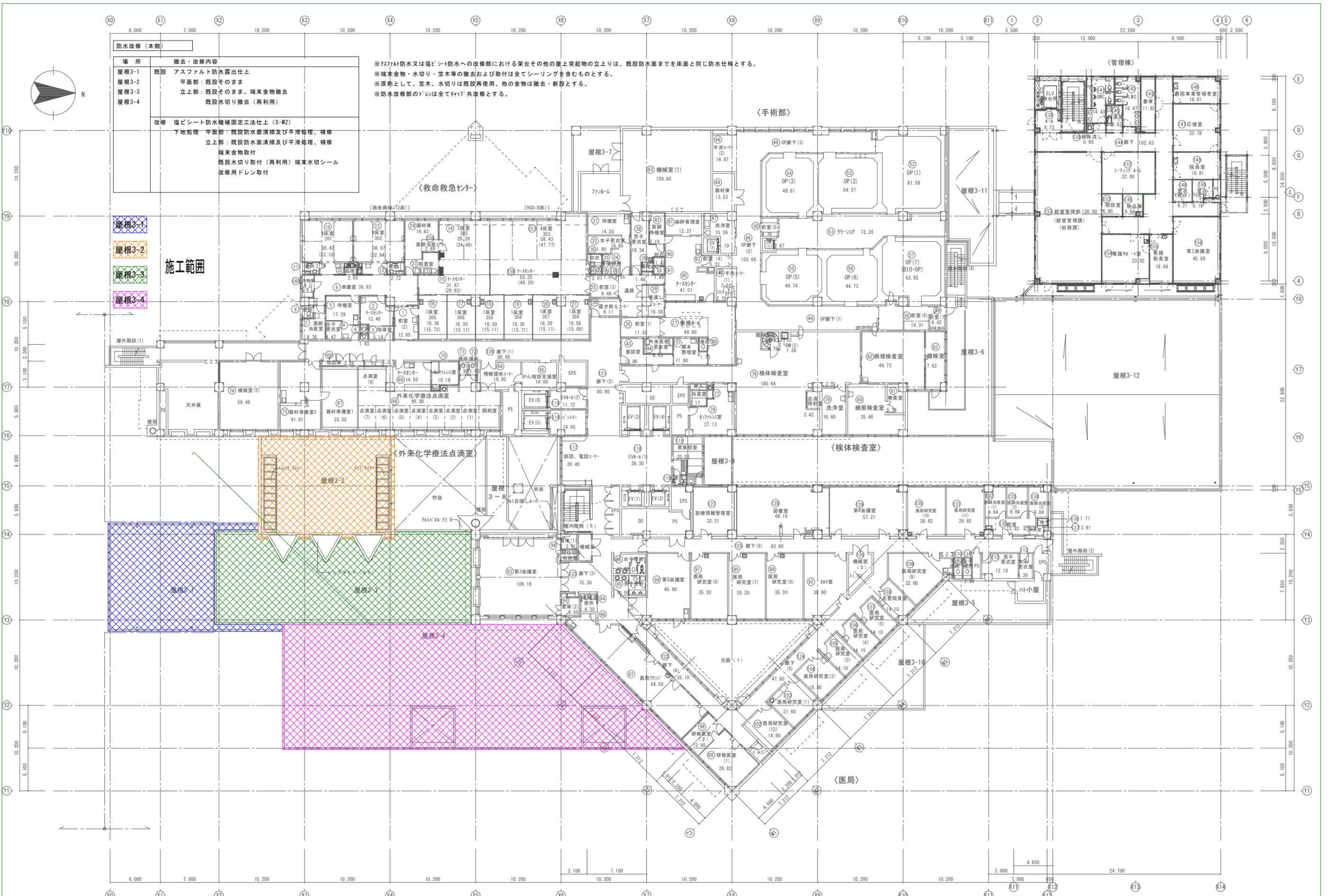
4-1 外壁改修工事共通事項	ポリマーセメントモルタル [4.2.2] 項目 曲げ強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 接着強さ (N/mm ²) 標準時 潤滑時 低温時 性能 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上 表面状態 だれの下がり量は5mm以内かつ、ひび割れの発生がないこと。 透水性 表面の濡れ、水滴の付着がないこと。 その他 ※「リセメントモルタル」に用いる高分子エポキシ樹脂は、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても 変質しないこと。	
	バテ状エポキシ樹脂 [4.2.2] 項目 初期硬化性 (N/mm ²) 接着強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 硬化収縮率 (%) 品質 標準: 2.0以上 標準: 6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下 その他 1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2) 対象とする被着体を浸さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 3) 常温常湿 (温度5℃~35℃、湿度15%~85%) において製造所の指定する 期間又は製造後6か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合 していること。 4) 試験方法はJIS A6024 (建築補修用注入エポキシ樹脂) に準ずる。	
	エポキシ樹脂モルタル [4.2.2] 項目 接着強さ (N/mm ²) 圧縮強さ (N/mm ²) 曲げ強さ (N/mm ²) 品質 1.0以上 20.0以上 10.0以上 その他 1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がり良好であること。 2) 形状に異常がなく、だれが生じない。 3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 4) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種 有機溶剤を使用しないこと。 5) 常温常湿 (温度20±1.5℃、湿度65±20%) において製造所の指定する期 間又は製造後6か月間保存した後にあっても、品質・性能の各項目に適合し ていること。	
	ポリマーセメントスラリー [4.2.2] 項目 注込率 (%) 保水性 (保水係数) 長さ 引張り 曲げ性能 吸水性 耐久性 広がり 粘調整 (保水係数) 変化率 (収縮) 接着性 (28日材齢) 曲げ性能 (28日材齢) (72時間) (劣化曲 速度 (cm/s) (粘調整係数) (%) (N/mm ²) (N/mm ²) (%) (N/mm ²) 品質 3 0.05~ 0.35~ 3 0.5 5.0 15 5.0 以上 1.00 0.55 以下 以上 以上 以下 以上	
	吸水調整材 [4.2.2] 項目 全固形分 (%) 吸水量 (g) 接着強度 (N/mm ²) 界面破壊率 (%) 品質・性能 表示値±1%以内 30分間で1g以下 0.98以上 50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。	
	既製調合モルタル [4.2.2] 項目 保水率 (%) 単位容積質量 (kg/l) 接着強さ (N/mm ²) 長さ変化率 (%) 曲げ強さ (N/mm ²) 品質・性能 70.0以上 1.8以上 0.6以上 0.4以上 0.2以下 4.0以上	
4-2 コンクリート 打放し仕上げ 外壁改修工事	1. ひび割れ部改修工法 [4.1.4][4.3.4] ※樹脂注入工法 注入工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入間隔 (mm) 注入量 (ml/m) ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~1.0以下 ※200~300 ※ 樹脂注入工法 ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上~0.3以下 ※50~100 ※40 0.3超え~0.5以下 ※100~200 ※70 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 0.5超え~1.0以下 ※150~250 ※130 注入材料 [4.2.2] ※建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024低粘度形又は中粘度形) 検査 (コア抜き) [4.3.4] ※行わない ・ 行う 抜き部の補修方法 ※充填工法 (・エポキシ樹脂 ・ ポリマーセメントモルタル) [4.3.7] リカットシール材充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.5] 充填材料 種 別 備 考 ・ シーリング材 ※1成分形又は2成分形 ポリマーセメントモルタルの充填 ※行わない ・ 行う ・ 可とう性エポキシ樹脂 4-2-2項改修使用材料による。 ・ シール工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.6] シール材料 ・ バテ状エポキシ樹脂 (4-2-2項 改修使用材料による) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (4-2-2項 改修使用材料による) ※充填工法 [4.1.4][4.2.2][4.3.7] 充填材料 ・ エポキシ樹脂モルタル (4-2-2項 改修使用材料による) ・ ポリマーセメントモルタル (4-2-2項 改修使用材料による)	
	設計 公立能登総合病院経営管理課 工事名 令和5年度 公立能登総合病院本館外壁屋上 及び精神センター体育館屋根防水改修工事 図面名 建築改修工事仕様書 3 / 3 図面番号 A-03	



付近見取図



...施工範囲

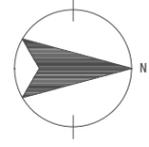


防水改修 (本館)	
場所	撤去・改修内容
屋根3-1	既設 アスファルト防水露出仕上
屋根3-2	平面部: 既設そのまま
屋根3-3	立上部: 既設そのまま、端金物撤去
屋根3-4	既設水切り撤去 (再利用)
改修	塩ビシート防水機械固定工仕上 (S-W2)
下地処理	平面部: 既設防水面清掃及び平滑処理、補修
立上部	既設防水面清掃及び平滑処理、補修
	端金物取付
	既設水切り取付 (再利用) 端金物水切シール
	改修用ドレン取付

※7A7防水又は塩ビシート防水への改修部における架台その他の屋上突起物の立上りは、既設防水面までを床面と同じ防水仕様とする。
 ※端金物・水切り・笠木等の撤去および取付は全てシーリングを含むものとする。
 ※原則として、笠木、水切りは既設再使用、他の金物は撤去・新設とする。
 ※防水改修部のドレンは全て「ヤッ」共改修とする。

- 屋根3-1
- 屋根3-2
- 屋根3-3
- 屋根3-4

施工範囲



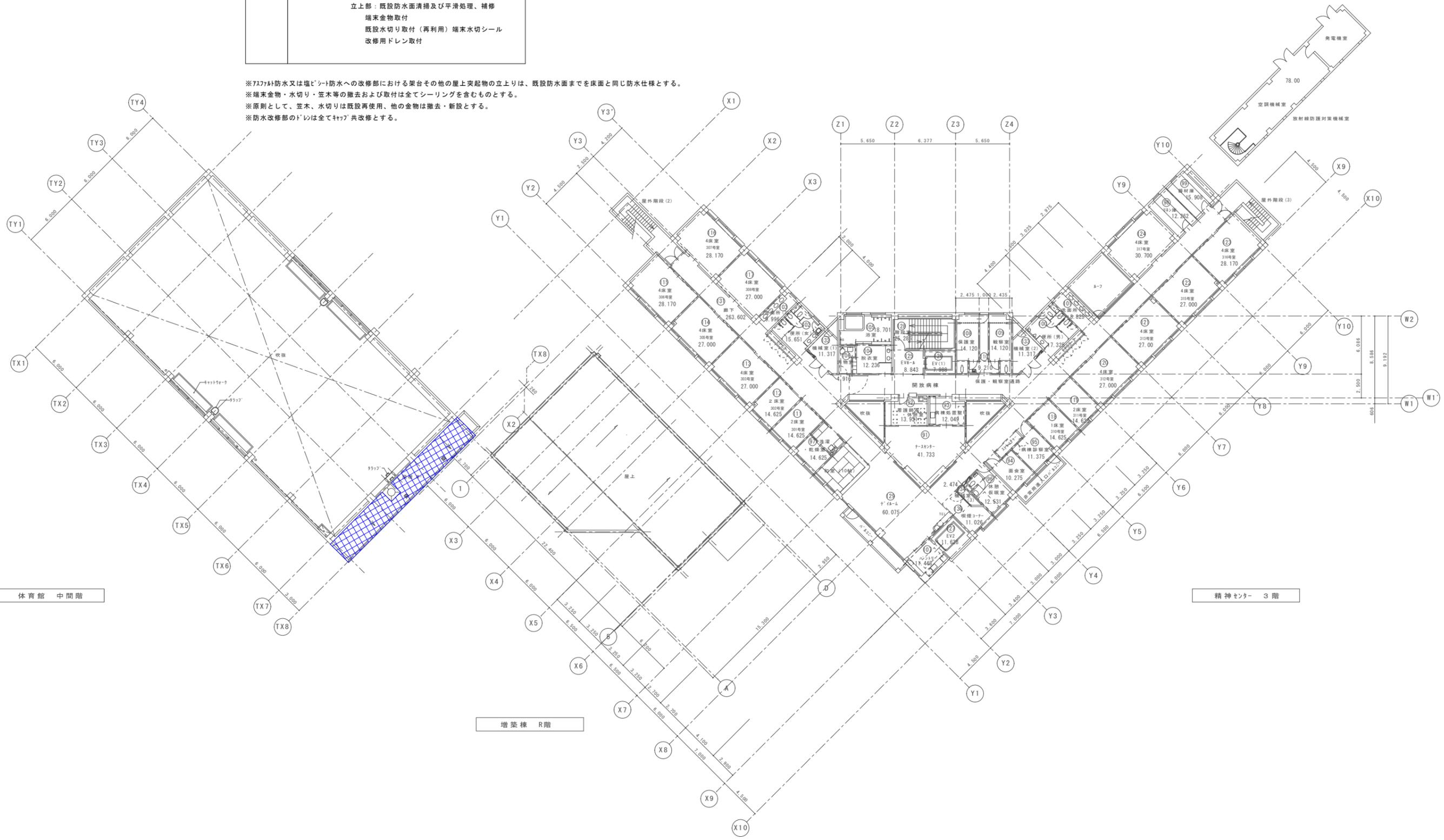
防水改修（精神センター）

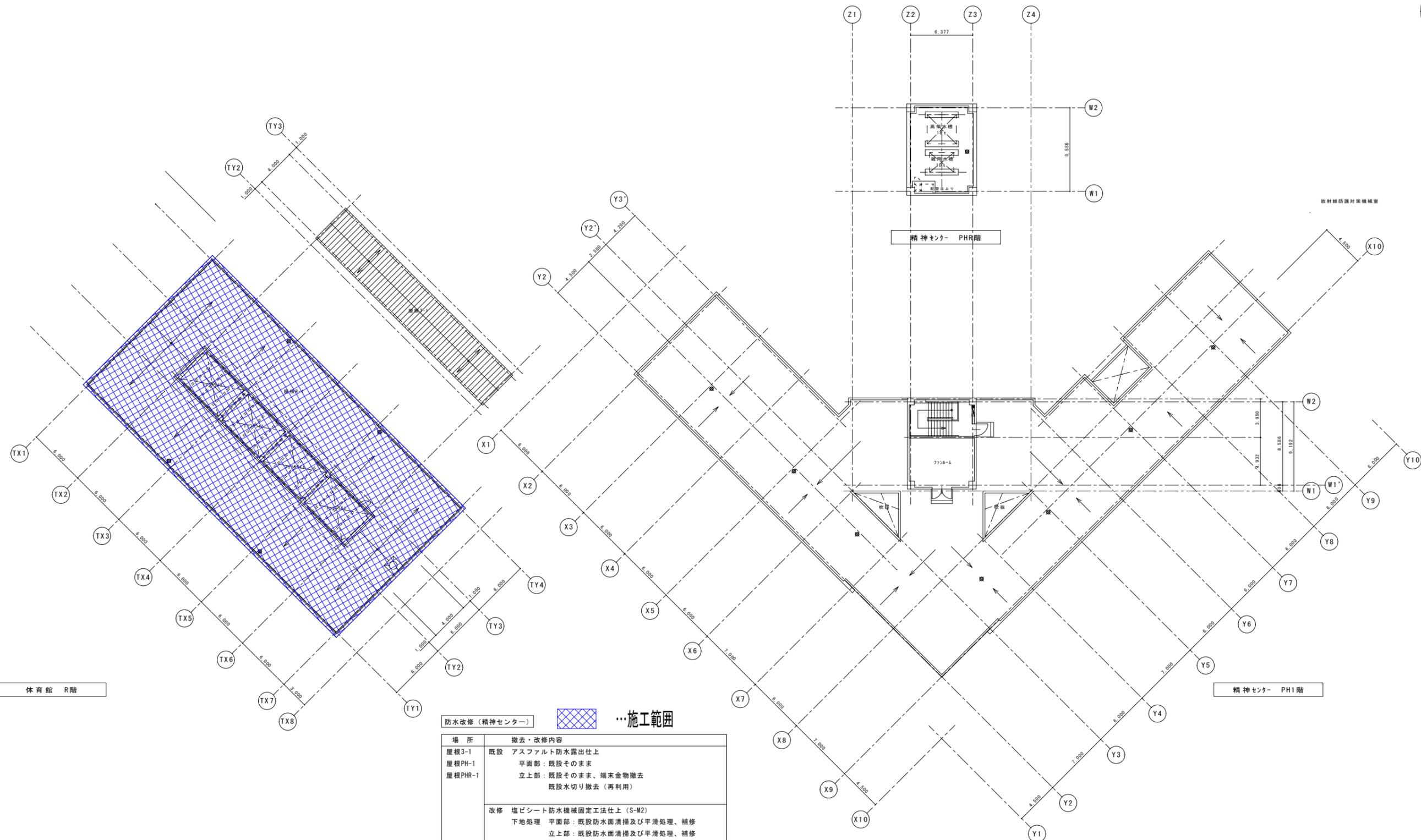
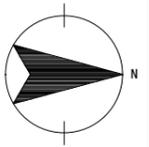
場所	撤去・改修内容
屋根3-1	既設 アスファルト防水露出仕上
屋根PH-1	平面部：既設そのまま
屋根PHR-1	立上部：既設そのまま、端金物撤去 既設水切り撤去（再利用）
改修	塩ビシート防水機械固定工法仕上（S-M2）
下地処理	平面部：既設防水面清掃及び平滑処理、補修
立上部	既設防水面清掃及び平滑処理、補修 端金物取付 既設水切り取付（再利用） 端末水切シール 改修用ドレン取付



…施工範囲

※7777防水又は塩ビシート防水への改修部における架台その他の屋上突起物の立上りは、既設防水面までを床面と同じ防水仕様とする。
 ※端金物・水切り・笠木等の撤去および取付は全てシーリングを含むものとする。
 ※原則として、笠木、水切りは既設再使用、他の金物は撤去・新設とする。
 ※防水改修部のドレンは全て7777共改修とする。





体育館 R階

防水改修(精神センター)  ...施工範囲

場所	撤去・改修内容
屋根3-1	既設 アスファルト防水露出仕上
屋根PH-1	平面部：既設そのまま
屋根PHR-1	立上部：既設そのまま、端金物撤去 既設水切り撤去（再利用）
改修	塩ビシート防水機械固定工法仕上（S-W2） 下地処理 平面部：既設防水面清掃及び平滑処理、補修 立上部：既設防水面清掃及び平滑処理、補修 端金物取付 既設水切り取付（再利用） 端金物取付 改修用ドレン取付

※7777防水又は塩ビシート防水への改修部における架台その他の屋上突起物の立上りは、既設防水面までを床面と同じ防水仕様とする。
 ※端金物・水切り・笠木等の撤去および取付は全てシーリングを含むものとする。
 ※原則として、笠木、水切りは既設再使用、他の金物は撤去・新設とする。
 ※防水改修部のドレンは全てキップ共改修とする。